

【改正厚生年金保険法施行と当基金の今後の運営方針について】

今年4月に厚生年金基金制度の見直しに関する改正厚生年金保険法が施行されました。

これに伴い、全ての厚生年金基金は今後5年以内にその財政状況に応じて新制度への移行等の制度見直しが必要になります。

各種報道等にもあるように財政難基金は、代行部分を国に返すのが精一杯で、その上乗せである独自加算年金制度の維持は困難なため基金を解散し、独自加算年金の廃止が避けられない状況にあります。

一方で、当基金も含め財政に余裕のある基金は、代行継続あるいは代行返上の上で独自加算制度の継続を図っていくこととなります。当基金も独自加算制度の継続を第一の目的とし、リスクを抑えた効率的な運用による資産残高積み上げと共に、制度の内容を環境変化等に対応できるものに見直すことの検討を行います。

因みに昨年5月22日の第93回理事会において、当基金は解散せず、当面存続の方針とすることと、基金の加算部分を今後もより安定的かつ持続可能な新制度へ移行することの検討も開始することを決定しています。

制度発足から20数年が経過し、経済金融環境をはじめ我が国の構造変化が進む中で、国の厚生年金は保険料引き上げ、支給開始年齢の引き上げなどを行ってきました。一方当基金はこれまで、独自加算部分の給付についてそうした見直しを一切行わずに健全性を維持してきました。

しかし今般の改正法を契機に、国の年金の補完機能を強化し、且つ金融・経済等の環境変化のもとでも制度継続、運営の安定性を図ることで、皆様が国の年金と当基金の加算年金により、有利且つ安定した年金受け取りができるような内容への制度の見直し、あるいは新制度移行等を検討していきます。

今後とも税理士業界で働く方々の老後を末永くサポートできるように、安定した制度運営を目指して参りますので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

【当基金の運用】

年金の運用では、『加入員及び年金受給者のための年金の支払いを、将来にわたって確実にを行うために必要な運用収益を確保すること』が最大の使命です。この使命の実現に向け、中長期の安定した資産運用の計画とその実践に取り組んでいます。

◆資産運用計画

分散投資の原則に則り、年金ALMという長期の資産と負債のバランス予測を行ったうえで、中長期の資産配分計画（政策アセットミックスといいます）を定めています。

（国内債券46%、国内株式23%、外国債券8%、外国株式21%、短期資産2%）平成26年3月末時点

◆資産運用実績

平成24年度の運用実績は18.49%、年金資産額48,039百万円。剰余金4,422百万円

平成25年度の運用実績は11.84%、年金資産額54,099百万円（平成26年2月末現在）

国の定める財政健全性基準（継続基準、非継続基準）を充足しています。また、国の代行部分の債務の1.37倍の資産を擁しています。（平成24年度財政検証結果）

以上